

第 3 次
富良野市環境基本計画 素案

令和 2 年 11 月
富良野市

目次

【富良野市環境基本計画】

第1章 計画の基本的事項	2
1.1.計画策定の背景と役割	3
1.2.計画の位置づけ	6
1.3.計画の期間、対象地域	7
1.4.対象となる環境の範囲	7
第2章 富良野市がめざす環境	8
2.1.環境の将来像	9
2.2.基本目標と施策の体系	11
第3章 各分野の環境施策	12
第4章 管理指標	33
第5章 各主体の役割	36
第6章 計画を進めるために	38
6.1.計画の推進体制	39
6.2.計画の進行管理	41

富良野市環境基本計画

第1章 計画の基本的事項



1.1.計画策定の背景と役割

近年、環境問題は多様化・複雑化しており、日常生活の様々な部分でその影響が現れてきています。世界では、環境・経済・社会の問題を統合的に捉えて解決していく「持続可能な開発目標(SDGs)」が国連で採択され、日本でも、「第五次環境基本計画」において「地域循環共生圏」の概念や、「環境・経済・社会の統合的向上」に取り組むことが打ち出されています。

分野ごとにみていくと、現行計画である、第二次富良野市環境基本計画、富良野市地球温暖化対策実行計画の策定以降以降、「食品ロスの削減」、「海洋プラスチック対策」、「廃プラの有効活用」、「脱炭素」、「気候変動への適応」など、環境情勢を取り巻く、国内外の取組は大きく動いています。

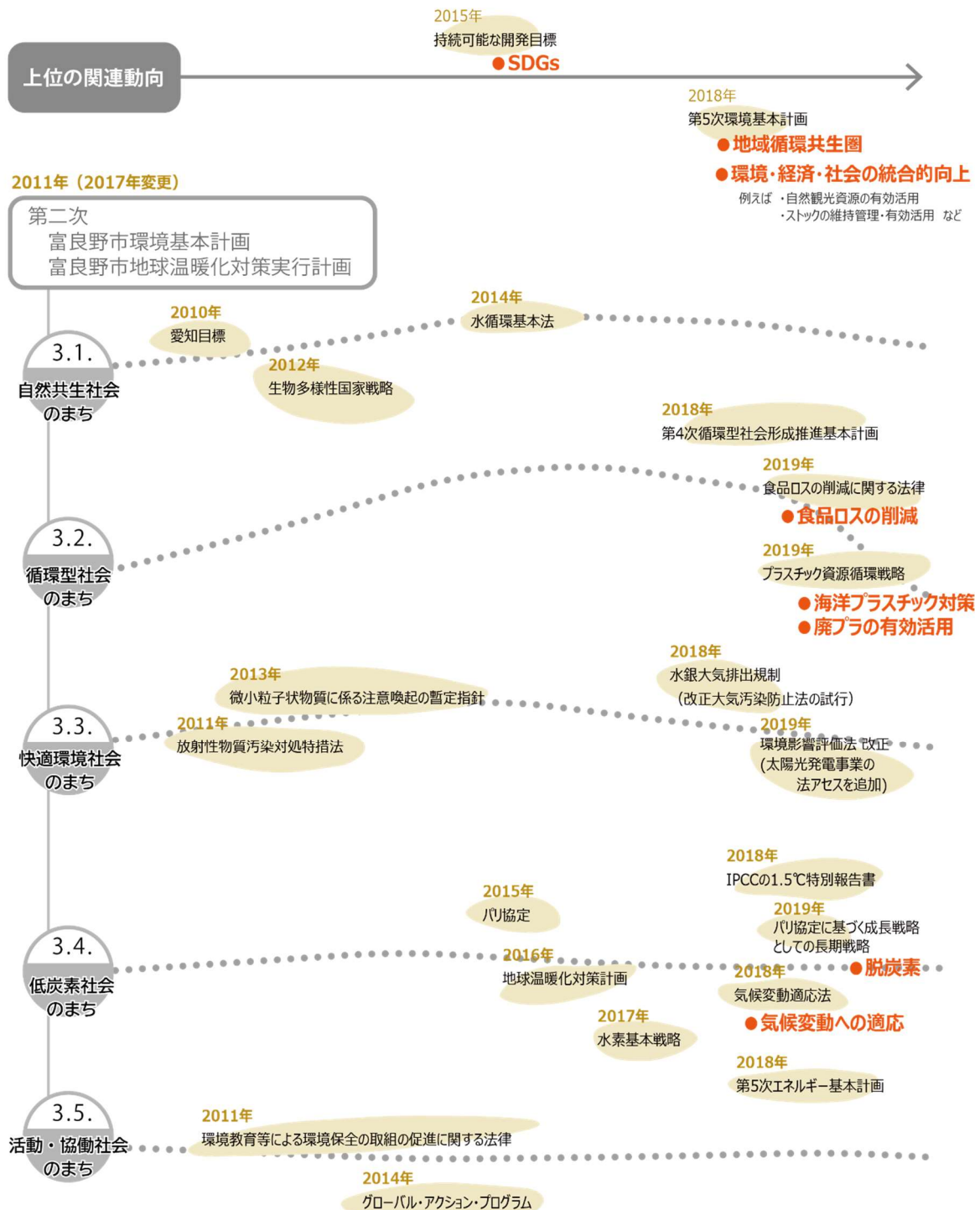


図 1：近年の環境情勢の動向

これからの環境基本計画では、このような新たな環境問題に対応していきながら、これまでのように特定分野の環境対策を個別に進めるのではなく、様々な分野を総合的に捉えて環境対策を進めていくことが求められています。

富良野市では、これらの社会情勢や国・道の計画・施策を踏まえ、富良野市の目指すべき地域環境の将来像を実現することを目的として、「第3次富良野市環境基本計画」を策定します。

なお、本計画は、「富良野市環境基本条例」に基づき、富良野市の環境施策の基本になるものと作成されるもので、市民・事業者・市の各主体が一体となって環境保全に取り組むための共通認識を示すものとなります。

富良野市環境基本条例（平成13年3月9日条例第3号）

環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好で快適な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として適切に行うものとする。

第3条 基本理念

2. 環境の保全及び創造は、人と自然との共生を基本として、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築にむけ、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行うものとする。

3. 地球環境保全は、人類の共通の課題であると共に、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要であることから、すべての者の日常生活及び事業活動において積極的に推進するものとする。

市は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

第7条 基本方針

(1) 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。

(2) 人が自然と共生する豊かな環境を実現するため、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地及び水辺地等における多様な自然環境を保全する。

(3) 身近な自然環境、個性を活かした都市景観の確保、歴史的文化的環境の形成を図り、潤いと安らぎのある良好な環境を創造すること。

(4) 環境への負荷の少ない循環型社会を構築し、地球環境に配慮した社会を実現するため、資源及びエネルギーの消費を押さえ、再資源化や廃棄物の減量に努め環境への負荷の少ない社会を構築すること。

市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、富良野市環境基本計画（以下「環境基本計画」という）を策定するものとする。

第8条 環境基本計画

2. 環境基本計画は、次に掲げる事項について定める。

(1) 環境の保全及び創造に関する計画目標

(2) 環境の保全及び創造に関する施策目標

(3) 環境の保全及び創造に関する重点施策

(4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関し必要な事項

3. 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、富良野市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4. 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5. 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(1) 持続可能な開発目標 (SDGs)

SDGs は、経済・社会・環境の 3 つのバランスがとれた社会を目指すための世界共通の行動目標で、平成 27 (2015) 年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中核をなすものです。

令和 12 (2030) 年までに持続可能な社会を実現するために 17 の目標と、それらを達成するための具体的な 169 のターゲットで構成されています。

(2) 地域循環共生圏

各地域が地域資源を最大限に活用しながら、自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域と資源を補完して支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。

第五次環境基本計画 (平成 30 (2018) 年 4 月策定) で提唱された考えで、都市と農山漁村の連携などが挙げられます。

(3) 食品ロス

売れ残りや食べ残し、期限切れなどの理由で、本来食べられるのに廃棄されてしまう食品を食品ロスといいます。食品ロスは、単純に食料を無駄にしているだけでなく、そのゴミ処理に多額のコストがかかることや、燃やされることで CO₂ を発生するなど、環境への負荷も発生しています。

日本では年間約 600 万 t の食品ロスが発生しており、事業からの食品ロスと家庭からの食品ロスは約半分ずつとなっています。そのため、事業者だけでなく、個人が意識して食品ロスを減らしていくことが重要となります。

(4) 海洋プラスチック対策、廃プラの有効活用

プラスチックは、社会生活のあらゆる場面で利用されており、便利な一方、自然分解されずに半永久的に残るといった特徴があります。プラスチックの不適切な廃棄物処理やポイ捨てなどにより、ごみが大量に海に流れ出て、海洋環境を汚染するなど、海の生態系にも悪影響を及ぼしています。

このままでは令和 32 (2050) 年には海のプラスチックごみは魚の量を上回るとした研究結果が発表されるなど、地球規模での環境汚染が懸念されており、廃プラの適正回収や有効活用を進めていく必要があります。

(5) 脱炭素

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出をなくすために、化石燃料からの脱却を目指すことで、温室効果ガスの多くは CO₂ であることから、主な対策として、化石燃料による発電から再生可能エネルギーによる発電へ転換が進められています。

以前は、化石燃料への依存をできるだけ少なくする低炭素が主流でしたが、それでは地球温暖化を押しとどめることが不可能となってきたため、温室効果ガスの排出ゼロを目指す脱炭素が、世界的にも主流となっています。

1.2.計画の位置づけ

富良野市では、地域社会の発展に向けた総合的な取り組みを推進するため、「富良野市総合計画」を策定しています。

環境基本計画は、この「富良野市総合計画」に示された基本理念や将来像を、環境という側面から実現していくための計画として位置づけられているもので、総合計画と連携すると同時に、「富良野市地球温暖化対策実行計画」、「富良野市森林整備計画」、「富良野市一般廃棄物処理基本計画」などの環境に関する個別計画の基盤として、富良野市が環境に対して進めていく全ての施策や事業の方針を示すものともなっています。

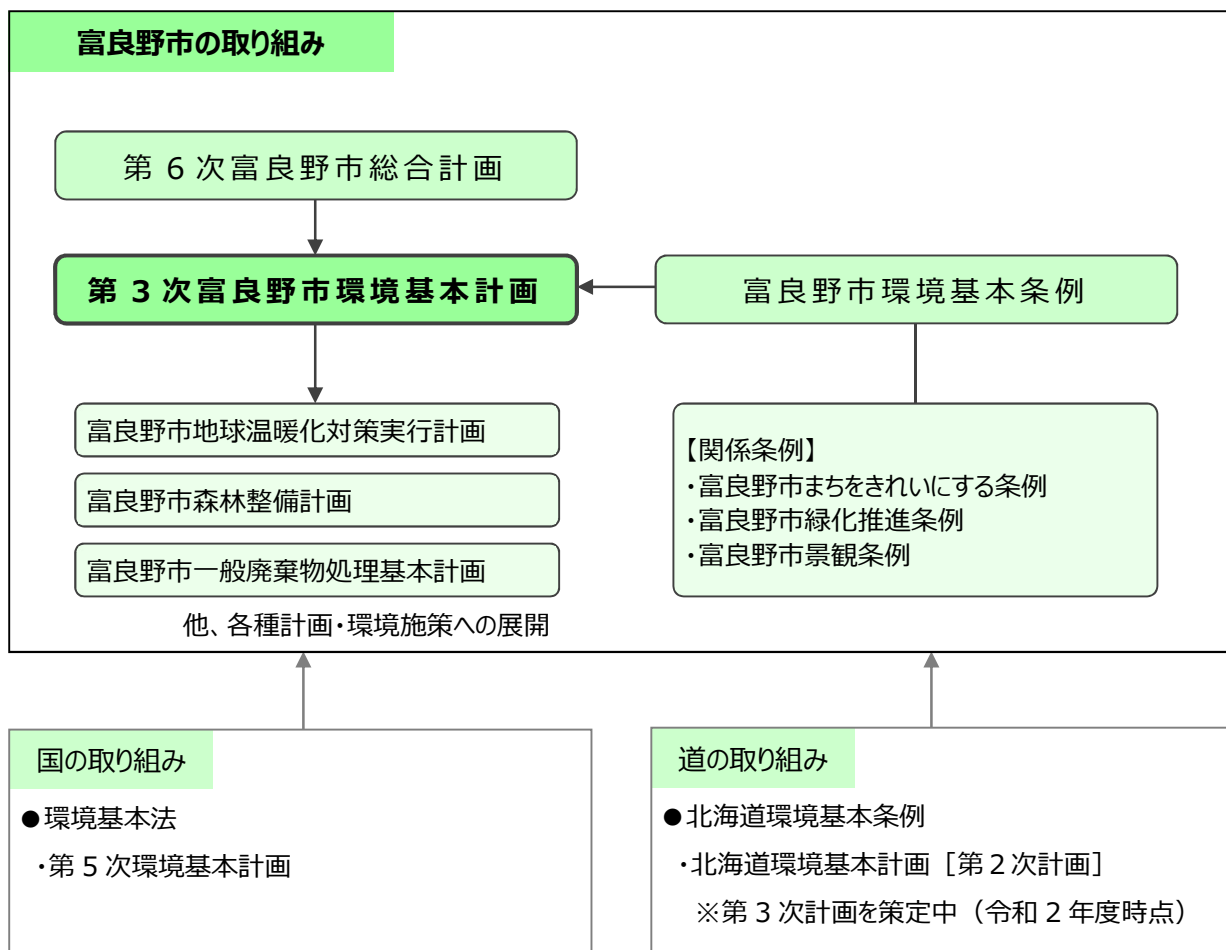


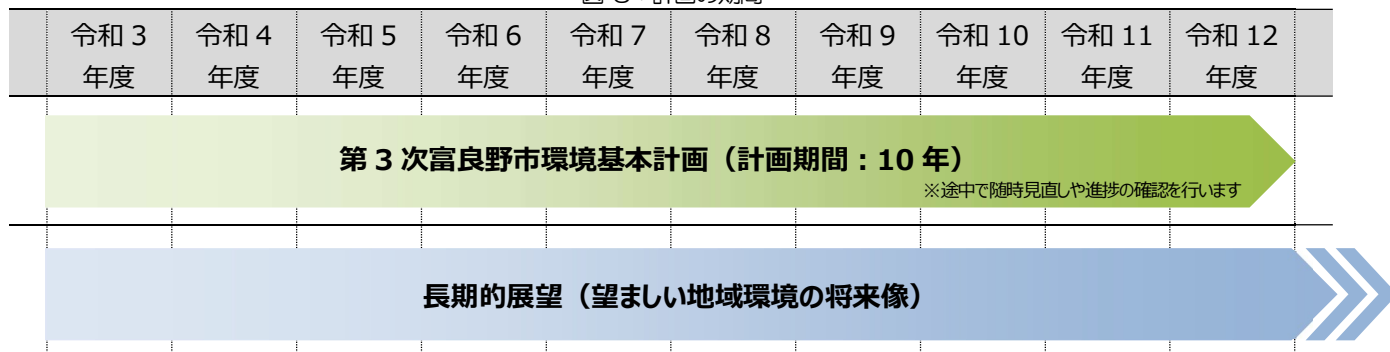
図2：富良野市環境基本計画の計画の位置づけ

1.3.計画の期間、対象地域

本計画の期間は、令和3（2021）年度を初年度とし、令和12（2030）年度を目標年度とします。なお、本計画は環境問題の進展や社会情勢の変化、市の環境に対する制度の整備等の進捗を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

また、本計画の対象地域は、富良野市全域とします。

図3：計画の期間



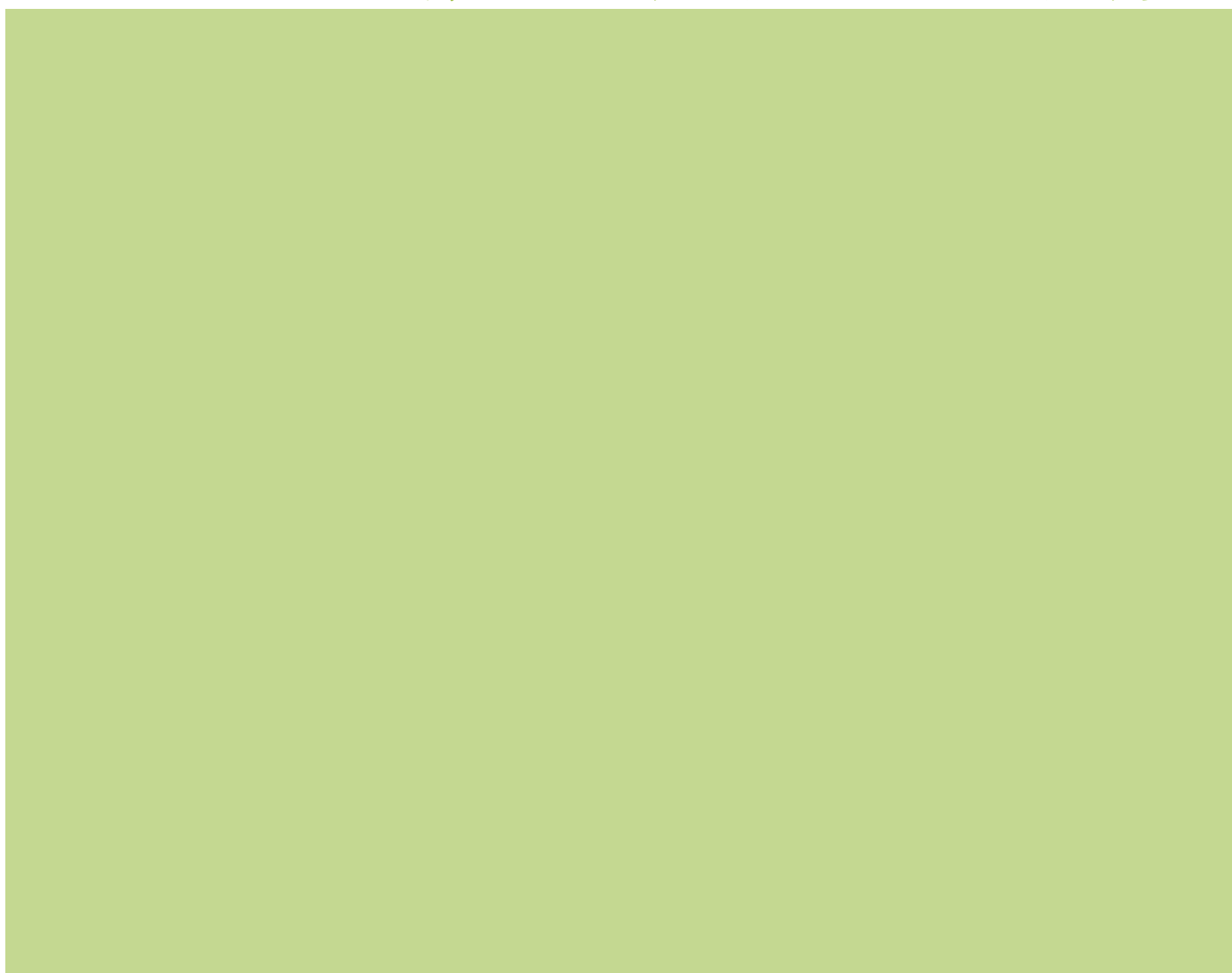
1.4.対象となる環境の範囲

本計画では、生活環境などの身近な環境問題から、地球温暖化などの地球規模の環境問題までを総合的に捉えて進めていきます。そのため、環境の要素を「自然共生社会」、「循環型社会」、「快適環境社会」、「脱炭素社会」、「活動・協働社会」の5つに大別し、それぞれを取り巻く要素や情勢を見定めながら目標を定め、施策を展開していきます。

図を挿入予定

図4：*****

第2章 富良野市がめざす環境



2.1.環境の将来像

環境基本計画の「望ましい地域環境の将来像」は、「富良野市環境基本条例」の基本理念や基本方針を踏まえつつ、「富良野市総合計画」の将来像（めざす姿）を環境面から踏襲することとし、次のとおり設定します。

(1) 環境の将来像のねらい（ふらのらしさを求めて）

本市は、雄大な山並みと田園風景が織りなす魅力的な山林・農村景観を有しており、このことが素朴で人情に溢れる人間性を育むと共に、観光客にとっても癒しの里として多くのリピーターを呼んでいます。こうしたふらのの環境は、基幹産業である農業をはじめ、観光等の産業発展にとっても必要不可欠な要素であり、これこそが“ふらのらしさ＝魅力”を支える基盤となっています。

以上のことから、望ましい地域環境の将来像は、変貌を続ける社会に対応しながら、“ふらのらしさ＝魅力”を支える基盤である環境を守り・活かしていくことで、それぞれがその恩恵を享受できる環境を目指し、各施策を推進します。

＜望ましい地域環境の将来像＞

魅力と安心にあふれた大地「ふらの」

～ふらのの魅力を支える環境を守り・活かすまちをめざして～

将来像の考え方	
自然の恵み	<ul style="list-style-type: none"> ● 広大な北海道の真ん中に位置する富良野市。大雪山系十勝岳と夕張山系芦別岳は、雄大で美しい山並みと盆地を形成し、山裾まで広がる森林は豊富な水と肥沃な大地をつくり、移ろいと彩りの四季は生産性の高い農業と勤勉な市民の生活を育んできました。 ● 私たちは、この恵まれた大地が産み出す多様な資源を生活と生産活動の中で有効に活用しながら日々の営みを発展させ、大切な自然環境との共生を実践しながら、未来に託すことのできる郷土をつくる努力を重ねていくことが重要となります。
安心して暮らせる環境	<ul style="list-style-type: none"> ● 豊かさを求めてきた産業経済により、食料自給率、生活や所得格差、地域間格差の解消といった喫緊の課題が引き起こされ、近年では、地球温暖化による気候変動の影響など、一つの地域だけでは解決できない環境問題が顕在化するなど、環境問題は広がりを見せています。 ● 市民が安心して暮らし続けていけるように、この時代を生きる私たちが閉塞感を打ち破り、責任をもって将来への展望を見出し、解決していくことが求められます。
未来につなぐ市民の力	<ul style="list-style-type: none"> ● かけがいのない自然の環境と豊穡の大地を大切に、助け合い、支えあうコミュニティを発展させながら未来につなぐのは、市民一人ひとりの力と地域の力です。 ● 市民の暮らしを地域と行政がしっかりと支え、そして、富良野の魅力や強みを市民が活かして創造するまちづくりを基本理念に、誰もが住みなれた地域で安心して暮らし、子どもたちの笑顔があふれ、市民の行動が輝くまちを一体となってめざしていこうとするものです。

(2) 現行計画から見直しのポイント

新たな環境基本計画は、令和3(2021)年度からスタートする「第6次富良野市総合計画」に示された将来像を、環境という側面から実現していくための計画として位置づけられており、現行計画からの改定のポイントは以下のとおりです。

- 国の第五次環境基本計画で提唱された「地域循環共生圏」の概念を踏まえ、内容を見直しています。
- ここ数年で環境状況を巻き起こす国内外の取組が大きく動いていることを踏まえ、新たな施策を本計画の中に位置づけています。

具体的には、

- ・自然環境資源の有効活用
- ・プラスチック資源の3Rや代替資源への推進
- ・ストックの維持管理・有効活用の推進
- ・有害化学物質への対応
- ・低炭素型交通体系の構築、都市のコンパクト化
- ・気候変動への適応策の推進
- ・広域的ネットワークの構築

となっています。

- 加えて、国内外の情勢や市民意向を踏まえ、施策の内容を見直しています。

具体的には、

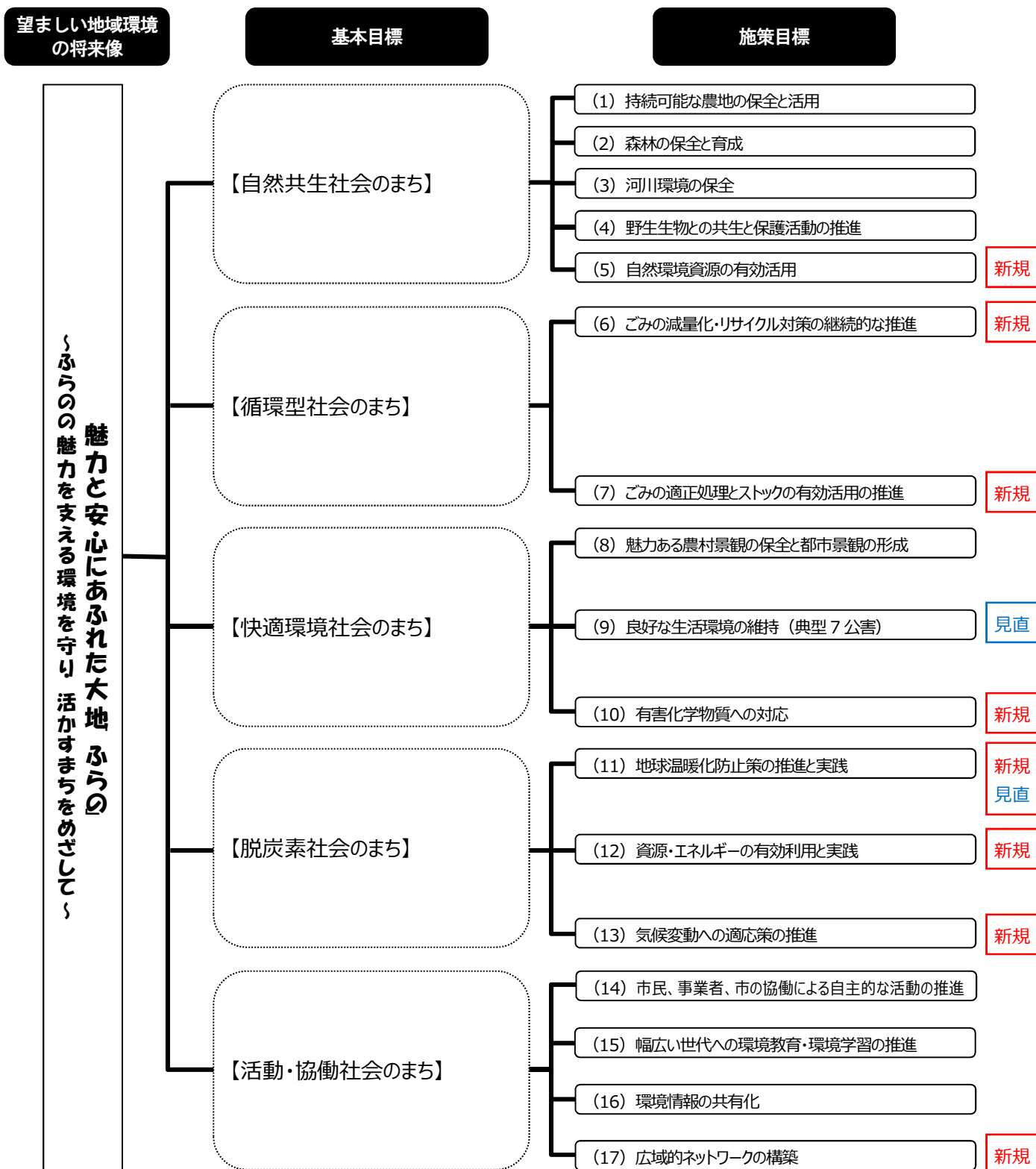
- ・「低炭素」→「脱炭素」
- ・「土壌汚染」→環境基本計画でも位置づけ

となっています。

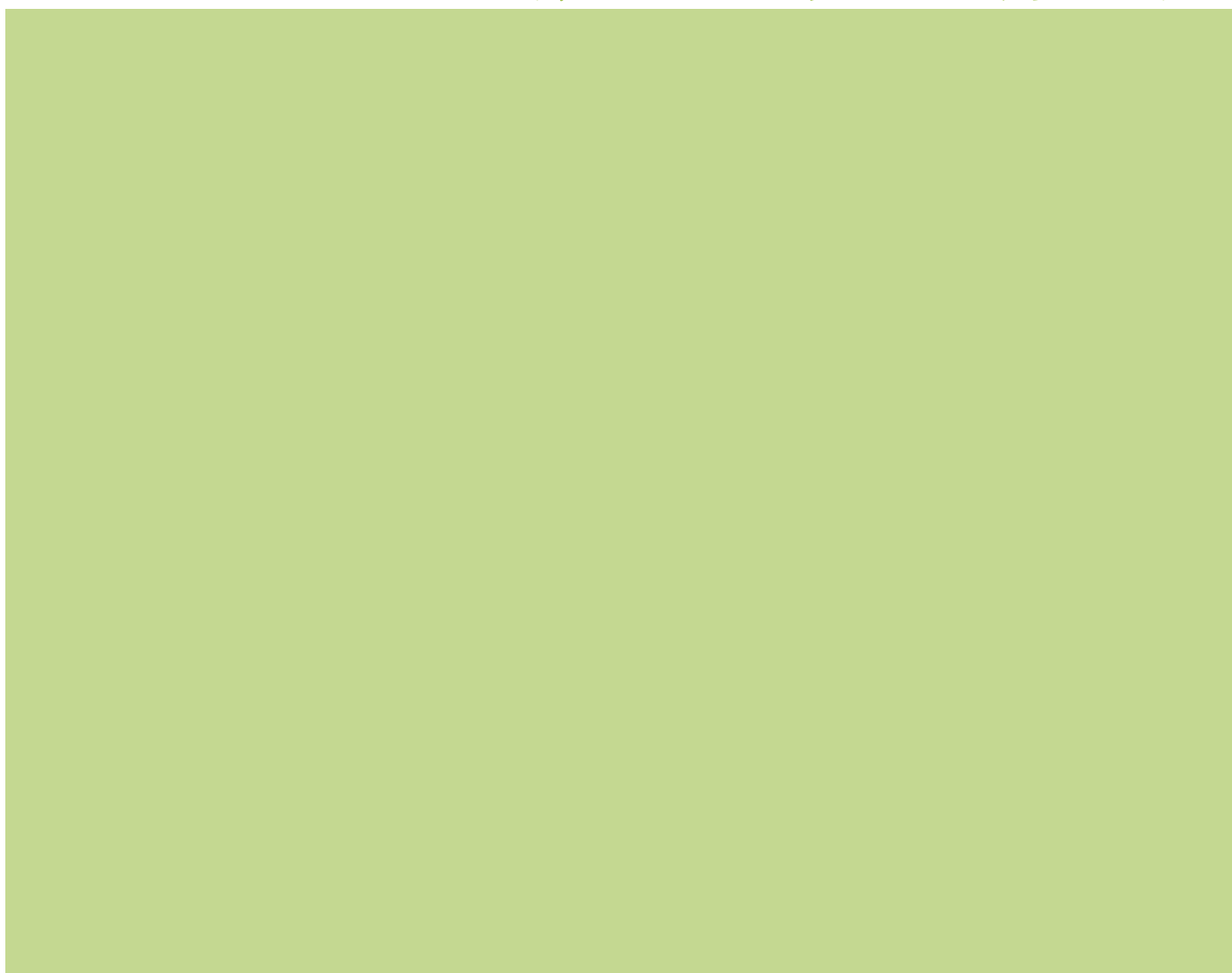


2.2.基本目標と施策の体系

本計画の理念である「環境の将来像」を実現するために、5つの基本的な計画目標を掲げています。さらに、計画目標を達成するための施策目標を設定し、それらに基づき施策を展開していきます。



第3章 各分野の環境施策



3.1.

自然共生社会のまち

(1) 持続可能な農地の保全と活用

現状と課題

市では、持続可能な農業の実現のために、農業者の様々な取り組みや、農地周辺の草刈りや緑化などの環境保全活動を支援してきました。

また、メイドインフラノ事業やふらの未来農業 EXPO 等のイベントを行い、6次産業化の取組を進めています。

※市民アンケート結果より、「農地の保全」と「森林の保全」は満足度・重要度評価より重点改善項目に位置付けられる内容となっています。

- ⇒ 持続可能な農地を保全するとともに、生物の生存基盤としての土壌環境の保全が重要となります。
- ⇒ 土地だけでなく、その周辺環境、そして農村の多面的機能を保全・増進していく必要があります。
- ⇒ 市の基幹産業であり、資源である農業を適切に守り、活かしていくことが求められます。

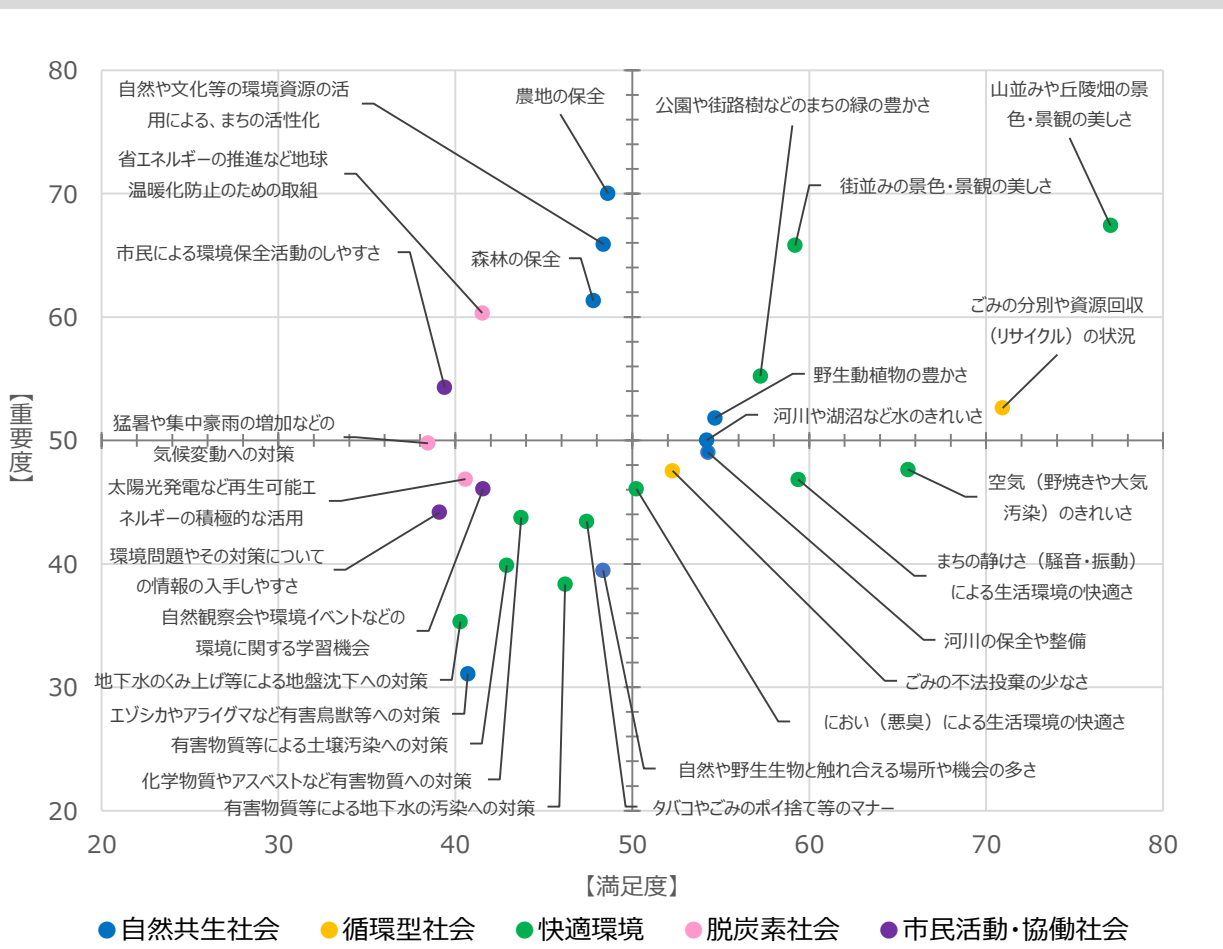


図 5：富良野市の環境の各項目に対する満足度・重要度

施策の内容

1) 持続可能な地力の維持と有機肥料化の推進

- 研究機関等とも連携を図り、クリーン農業（土壌診断、施肥の適正使用、農薬や化学肥料の削減）の継続・拡大を推進し、農地土壌を保全します。
- 農作物残渣の有機肥料化を推進し、資源循環型農業を構築します。

2) 市民等との協働による農地環境の保全

- 農地やその周辺的环境保全を図るとともに、農村の多面的機能を維持増進するため、多面的機能支払事業などを活用し、地域の美化活動や環境保全活動を支援します。

3) 環境・観光・農業の連携

- 市民や観光客などの消費者と生産者を効果的につながられるよう、安全安心な農作物やクリーン農業、地産地消の取り組みについてのセミナーを開催するなど、継続的に支援していきます。
- 「メイドインフラノ事業」を推進し、1次産業・2次産業・3次産業をつなぐ取り組みを推進します。

(2) 森林の保全と育成

現状と課題

本市の土地の70%以上が森林で、その内訳は、国有林が36%、公有林が2%、私有林が62%となっています。

市では、公有林の一部（市有林）に対して造林・除間伐・下刈を実施しているほか、公有林・私有林の造林・除間伐・下刈に対して助成を行っています。

- ⇒ 森林は様々な多面的機能を有しており、市の基幹産業である農業や観光業とも深い関りがあるため、多様な森林の整備・保全を推進する必要があります。
- ⇒ 富良野市の森林所有者の大部分が小規模所有者で、林業経営が不安定であることから、森林施業の共同化・合理化、担い手の育成・確保を促進し、安定的な林業経営を推進する必要があります。

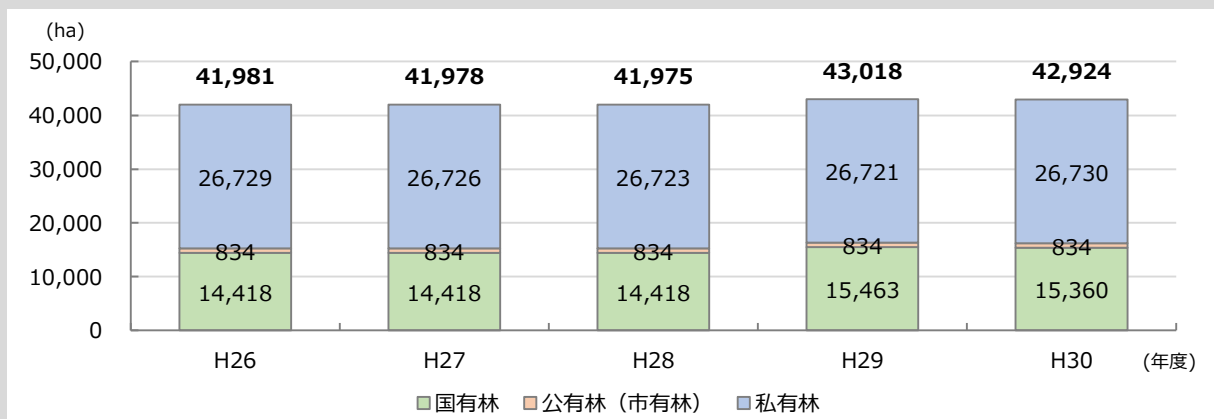


図6：森林面積の推移

出典：【国有林・私有林】各年度 北海道林業統計
【公有林（市有林）】平成30年度～令和元年度 富良野市環境白書

施策の内容

1) 総合的な森林の整備及び保全の推進

- 「富良野市森林整備計画書」に基づき、重視すべき機能に応じた森林の区分（水土保持林、森林と人との共生林、資源の循環利用林）を行い、多様な森林の整備及び保全を推進します。
- 北海道や森林組合と協力して、森林施業の共同化・合理化、担い手の育成・確保を促進し、安定的な林業経営を推進します。
- 水源かん養、水質浄化等の森林機能の向上を図るため、北海道と連携し、森林荒廃地やアスベスト鉱山跡地の緑化を推進します。

2) 多様な主体や観光と連携した森づくりの推進

- 市民、環境団体、民間企業との協働による森づくりを進めるとともに、植樹・育林活動と森林環境をテーマとした体験学習等を推進します。

(3) 河川環境の保全

現状と課題

本市は、水道水源として利用される空知川水系の上流域に位置しており、市では、近自然工法による河川整備の実施や、富良野市道路河川愛護会による河川の草刈り等を実施し、良好な河川環境の保全と維持に努めてきました。

- ⇒ 多くの生物が生息できる良好な環境を今後も維持していくため、河川を流域でとらえ、他の自治体とも協力して自然河川の保全を進める必要があります。
- ⇒ また、河川整備の際は、環境に配慮した工法を採用することが求められます。

施策の内容

1) 良好な河川環境の保全と維持

- 自然河川を保全し、必要に応じて自然に配慮した河川改修・整備を進めます。
- 国、道等の空知川水系の関係機関と協力し、流域全体の河川環境保全を推進します。

(4) 野生生物との共生と保護活動の推進

現状と課題

市では、野生鳥獣及び外来生物による農作物被害等が増加しており、その対策として捕獲器の設置や処理を実施しています。

また、鳥沼公園の湿地林では乾燥化が進んでおり、ハンノキやミズバショウが減少するなど、生態系の変化が起きている。市民への自然保護の啓発活動として、花と蝶、きのこ、星空、ナキウサギなどを対象とした自然観察会を年に5回ほど開催しています。

- ⇒ 野生鳥獣による被害が増加しているため、今後も適切な対策が求められています。
- ⇒ 外来生物による、生態系や人、農林業への被害を防ぐ必要があります。
- ⇒ 自然保護活動を継続的に実施することが求められる中、環境活動などの取り組みをけん引してきた方々が、高齢化などで活動から離れるケースが見られるため、人材確保の推進を図る必要があります。

施策の内容

1) 野生鳥獣被害対策の促進

- エゾシカ、ヒグマ、アライグマ等の野生鳥獣被害は継続しており、特にアライグマの捕獲数が急増していることから、「富良野市鳥獣被害防止計画」等に基づき駆除活動及びその支援策を強化していきます。
- 国や北海道、猟友会と連携した総合的な野生鳥獣被害対策を展開します。

2) 外来生物対策の促進

- アライグマ、セイヨウオオマルハナバチ等の特定外来生物による生態系、人的・農林業への被害や、生態系や景観を損なう外来植物の繁茂等の各種問題について、市民、事業者への普及啓発活動を推進します。
- 特定外来生物であるオオハンゴンソウの繁殖拡大を防ぐため、市民や企業団体等の協力を得ながら、継続的な防除活動を実施していきます。

3) 自然保護活動や啓発活動の充実

- 身近な自然に対する認識を深めてもらえるよう、自然と触れ合える様々な機会の提供に努めます。
- 自然観察等の調査活動を継続的に実施し、情報を蓄積するとともに、その教育的活用を図っていきます。
- 自然保護活動員の高齢化により、継続的な取組みが難しくなっていることから、各種企画への一般市民参加をはじめ、関係機関や市民団体等との連携協力を図る中で、人材育成と新たな人材確保を図っていきます。
- 湿地林の乾燥化と植生の変化について、引き続き自然環境調査を行い、状況を注視するとともに、調査結果を元に市内の自然史研究者や公園整備にかかる部署と連携して、今後の対策を検討していきます。

(5) 自然環境資源の有効活用

現状と課題

市では、富良野岳原始ヶ原登山コースの整備修繕や湿地帯の植生復元など、自然環境資源の整備を行っています。

また、富良野市市民植樹祭や市民登山会などの環境に関する体験活動を実施しています。

⇒ 市の自然資源を活用していくことで、市の観光地としての魅力をより高めていく必要があります。

⇒ 市の自然資源について、観光客だけでなく市民の活用も進めることが必要となります。

施策の内容

1) 地域特有の自然環境の有効活用

- 植樹・育林活動などの森林環境をテーマとした体験学習を企画するなど、市の有する豊富な自然環境資源を活用し、多くの観光客や市民の参加を促します。
- 富良野市の観光資源である農村景観を適切に保全するとともに、富良野ブランドの確立を図っていきます。
- 市内には豊かな自然環境が残っていることから、それらを観光資源として有効に活用するとともに、教育や学習の場として活用していきます。

3.2.

循環型社会のまち

(6) ごみの減量化・リサイクル対策の継続的な推進

現状と課題

市ではごみの広域分担処理を実施しており、廃棄物処理・資源循環システム（固形燃料化、有機肥料化等）の維持によってごみの再資源化率が非常に高く、約90%で推移しています。

また、平成30年度より衛生用品の資源化処理事業を開始しており、より一層の廃棄物利用が進められています。

そのため、ごみの排出量自体は近年増加傾向となっておりますが、市の1人1日あたりごみ排出量は、北海道平均や全国平均よりも低い状態を維持しています。

- ⇒ ごみの削減のために、食品ロスやごみの減量化、リサイクルなどに関する普及啓発活動を継続的に実施していく必要があります。
- ⇒ 高い再資源化率を維持するため、これまで通り廃棄物処理・資源循環システムの運用に取り組んでいく必要があります。
- ⇒ プラスチック資源の3Rのため、ワンウェイプラスチックの使用削減やプラスチックごみの適正な分別など、継続した指導啓発を実施し続けることが必要となります。

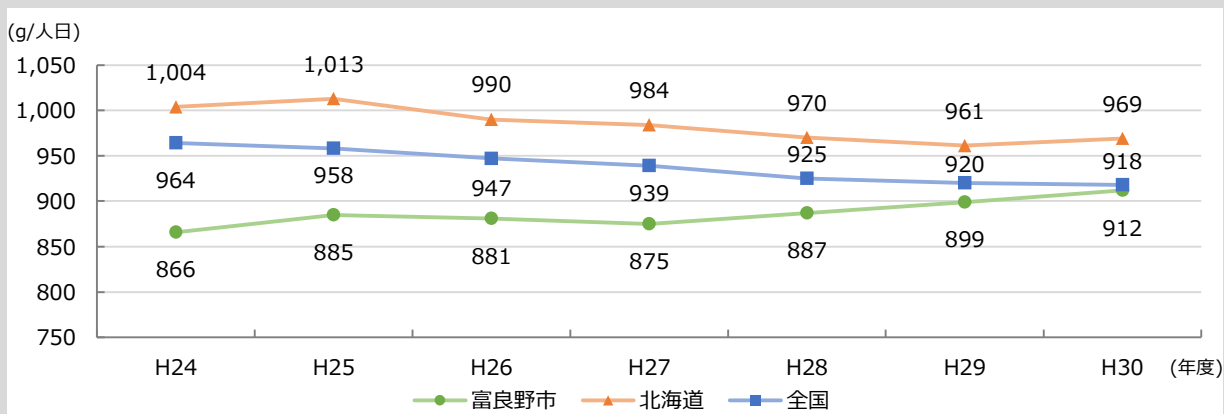


図7：ごみの排出量及び市民1人1日当たりの排出量の推移

出典：平成29年度～令和元年度 富良野市環境白書

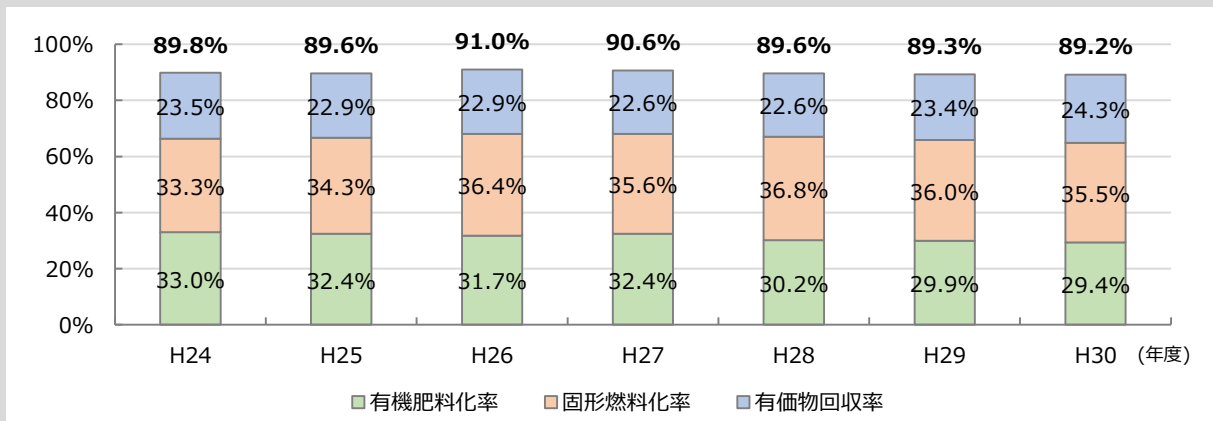


図 8：ごみの再資源化率の推移

出典：廃棄物の処理及びリサイクル事業概要（令和 2 年度）（富良野市）

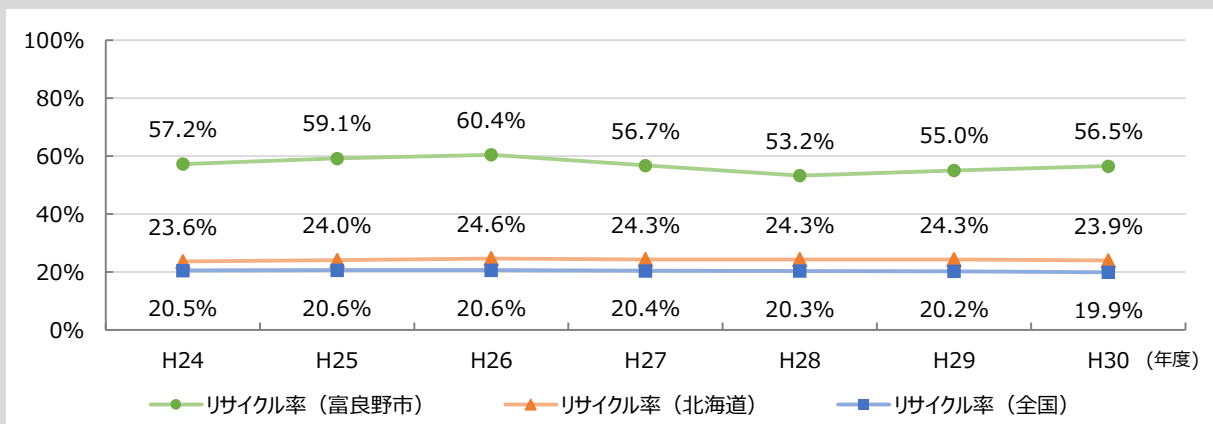


図 9：富良野市・北海道・全国のリサイクル率の推移

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

施策の内容

1) ごみ減量化やリサイクル対策の継続的な推進

- ごみの減量化やリサイクルに対する市民意識が定着するよう、食品ロス、ごみ減量化等に関する普及啓発活動（ごみ分別説明会、広報、リサイクルマーケット、環境展等）を継続的に実施します。
- ごみ削減やリサイクルの成果や効果をわかりやすく市民に公表し、さらなる取組を推進します。

2) 廃棄物処理・資源循環システムの維持

- 概ね 90%と高い資源化率を維持していくため、現在の廃棄物処理・資源循環システム（固形燃料化、有機肥料化等）を継続していきます。
- 市内で生産した固形燃料（RDF）を、市内で利用・拡充が図れるよう、地域循環型システムの構築に向けた取組を進めます。

3) プラスチック資源の 3R や代替資源への推進

- プラスチック資源の 3R のため、ワンウェイプラスチックの使用削減や、プラスチックごみの適正排出について、普及啓発を行います。

(7) ごみの適正処理とストックの有効活用の推進

現状と課題

市では、不法投棄の対策として、講演会や施設見学会などの環境教育活動や、不法投棄の監視パトロールを行い、防止に努めています。

また、既存のインフラ・公共施設を有効に活用していくために、平成 28 年に策定した「富良野市公共施設等総合管理計画」に則り、インフラ・公共施設の維持管理を進めています。

- ⇒ 不法投棄が後を絶たないため、より一層の対策が求められています。
- ⇒ 庁舎や社会教育施設、公営住宅など、大きな面積を占めている施設の一部で老朽化が進んでいるため、整備を進める必要があります。また、インフラ施設の整備時期が特定の期間に集中しているため計画的・段階的な整備が必要となります。

施策の内容

1) 不法投棄対策等の推進

- 不法投棄が後を絶たないことから、関係機関（上川総合振局、管内市町村）、警察、市民、事業所などと連携を図り、不法投棄の監視体制を強化します。

2) ストックの維持管理・有効活用の推進

- 公共施設や交通・エネルギーインフラ等の長寿命化、防災機能の向上、省エネルギー化を進め、既存のインフラの価値向上、有効活用を図ります。

(8) 魅力ある農村景観の保全と都市景観の形成

現状と課題

市では、森林と一体となった景観・環境を保全するために、平成 29 年に都市計画法に基づく景観地区に北の峰地区を指定しています。

~~また、「富良野らしさの自然環境を守る条例」を廃止し、令和 2 年 8 月より「富良野市景観条例」を施行しています。この条例に基づき「富良野市景観審議会」を設置しており、「富良野市景観計画」の策定を進めています。~~

令和 2 年 8 月に「富良野らしさの自然環境を守る条例」を廃止し、その理念を受け継ぎ、農業と観光の調和のとれた景観形成をめざした「富良野市景観条例」を施行しています。この条例に基づき、令和 2 年 11 月に「富良野市景観計画」を施行しました。

そのほか、地域の景観を良好に保つため、春・秋の環境美化運動など、地域の美化活動を定期的に行っています。

- ⇒ 富良野市景観計画を基準とし、市の観光資源としての景観保全を一体的に進める必要があります。
- ⇒ 生活環境の景観を保全・維持していくため、花植えや植樹などの環境美化活動の取組を推進する必要があります。

施策の内容

1) 総合的な景観行政の推進

- 景観条例及び景観計画に基づき、良好な景観の形成を図ります。
- 農業の担い手や組織の育成、農業経営の安定化・富良野ブランドの確立等による農業の振興を図ることで、環境観光資源としての農村景観を保全します。

2) 良好な都市景観の形成

- 環境美化に対する市民、事業者、観光客の意識啓発を図るとともに、美化運動を支援します。
- 公園緑地や街路等の公共施設の長寿命化やユニバーサルデザイン化を進め、安心安全で地域住民に潤いとゆとりを供給する都市空間の形成を推進します。

(9) 良好な生活環境の維持（典型 7 公害）

現状と課題

市では、河川等の公共用水域や地下水の水質を適切に維持するため、排水による汚染負荷を低減するための排水対策などを行ってきました。市内に自然が多く、大気汚染源となる工場・事業場や自動車等が少ないことから、良好な大気環境が維持されています。

また、自動車騒音常時監視調査を実施しており、相談、苦情等があれば、関係部署と協力し対応を行っています。

- ⇒ 公共用水域の水質を安全に保つため、定期的に水質調査を実施するとともに、水質汚濁の発生源となる事業者への啓発を実施していく必要があります。
- ⇒ 良好な大気環境を維持するため、大気汚染の発生源となる事業者への啓発を実施していく必要があります。
- ⇒ 大型ホテル等の建設の増加に伴い、騒音・振動の苦情件数が増えているため、適切な対策が求められています。

施策の内容

1) 良好な水環境の維持

- 良好な水環境を維持するため、河川等、公共用水域において、定期的に水質調査を実施し、その調査結果を公表します。
- 排水対策として、今後も北海道と連携し、工場・事業場に対する継続的な法令遵守の徹底を推進します。
- 下水道処理区域における下水道への接続を増やしていくため、環境展で水循環や汚水処理など展示するなど、下水道事業の理解とPRを強化していきます。
- 下水道処理区域外における汚水処理（し尿・生活雑排水等）を推進するため、浄化槽整備促進地区指定を検討するなど、公共用水域の環境保全に努めます。
- 北海道等と協力し、安全な地下水の確保のため監視体制を維持・継続します。

2) 良好な大気環境の維持

- 歩行者や自転車利用者が安全で安心して通行できるまちづくりを計画的に推進する。
- 良好な大気環境を維持するため、北海道と連携し、工場・事業場に対する継続的な法令順守の徹底を推進する。

3) 騒音・振動及び悪臭対策の推進

- 生活に密着した住まいや生活環境をめぐる近隣同士のトラブルや、関係法令に基づく規制地域外の問題に対して、相談・苦情窓口を設け、日常的な問題に対する対応や、地域マナーづくりの支援を進めます。
- 工場や事業場などで生じている日常的な騒音・振動、悪臭等の問題へ対応するとともに、地域住民との良好な関係づくりを支援します。
- 近年、外国資本による大型ホテル等の建設が増えており、地域住民とのトラブルに繋がる可能性が高いことから、事業者に対して法令順守を徹底するよう指導します。

4) 土壌汚染の防止

- 市民に対し、土壌汚染に関しての教育、広報活動を行います。
- 周辺住民への健康影響のおそれがある場合は、北海道と連携、情報交換し適切な対応を行います。

(10) 有害化学物質への対応

現状と課題

市内にアスベストの鉱山跡地があるため、北海道と連携して大気環境の測定を実施しています。

- ⇒ アスベストはそこのあること自体が直ちに問題なのではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため、引き続き監視を続ける必要があります。
- ⇒ 化学物質やリスクの概念などに関する情報が十分でないため、関係者への普及啓発が必要となっています。

施策の内容

1) アスベスト監視の実施

- 市内にはアスベストの鉱山跡地があることから、定期的なアスベストについての大気調査を継続的に実施し、監視します。

2) 有害化学物質対策の推進

- 市民や事業者、行政など様々な関係者が環境中の化学物質のリスクに関する情報を共有ため、普及啓発を行います。

3.4.

脱炭素社会のまち

(11) 地球温暖化防止策の推進と実践

現状と課題

市では、「富良野市地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガス排出量の削減を計画的に進めており、その一環として、地域のエネルギーを利用できる太陽光発電設備やペレットストーブの購入補助を実施しています。

また、低炭素なまちづくりを進めるために、都市機能のまちなかへの集約や、コミュニティカーの運行などによる交通手段の確保を行っています。

※市民アンケート結果より、「省エネルギーの推進など地球温暖化防止のための取組」、「猛暑や集中豪雨の増加などの気候変動への対策」、「太陽光発電など再生可能エネルギーの積極的な活用」は満足度・重要度評価より改善度が高い項目として挙げられます。

- ⇒ 地球温暖化が深刻化している状況を踏まえ、国の削減目標に準じて、より高い削減目標を立て、市民・事業者・市の全ての主体が協働して取組を行うことが求められています。
- ⇒ 太陽光発電設備等の購入補助を行っていますが、近年は導入量が伸び悩んでいることから、適切な対策が求められます。
- ⇒ 人口減少により、路線バス・鉄道・コミュニティカーなどの利用が減少しているため、人口減少に対応したコンパクトシティへの継続的取組が必要となっています。

富良野市の環境に対する評価		満足度	重要度	改善度	改善度順位
22	省エネルギーの推進など地球温暖化防止のための取組	41.5	60.3	12.5	1
3	農地の保全	48.6	70.0	10.9	2
4	自然や文化等の環境資源の活用による、まちの活性化	48.4	65.9	9.0	3
25	市民による環境保全活動のしやすさ	39.4	54.3	8.5	4
5	森林の保全	47.8	61.3	7.2	5
24	猛暑や集中豪雨の増加などの気候変動への対策	38.5	49.8	5.6	6
12	街並みの景色・景観の美しさ	59.2	65.8	3.0	7
23	太陽光発電など再生可能エネルギーの積極的な活用	40.6	46.9	2.9	8
27	環境問題やその対策についての情報の入手しやすさ	39.1	44.2	2.3	9
26	自然観察会や環境イベントなどの環境に関する学習機会	41.6	46.1	2.1	10
19	化学物質やアスベストなど有害物質への対策	43.7	43.7	0.0	11
13	公園や街路樹などのまちの緑の豊かさ	57.2	55.2	-0.9	12
7	野生動植物の豊かさ	54.7	51.8	-1.3	13
18	有害物質等による土壌汚染への対策	42.9	39.9	-1.4	14
14	タバコやごみのポイ捨て等のマナー	47.4	43.4	-1.9	15

● 自然共生社会 ● 循環型社会 ● 快適環境 ● 脱炭素社会 ● 市民活動・協働社会

図 10：富良野市の環境の各項目に対する満足度・重要度・改善度（上位 15 項目）

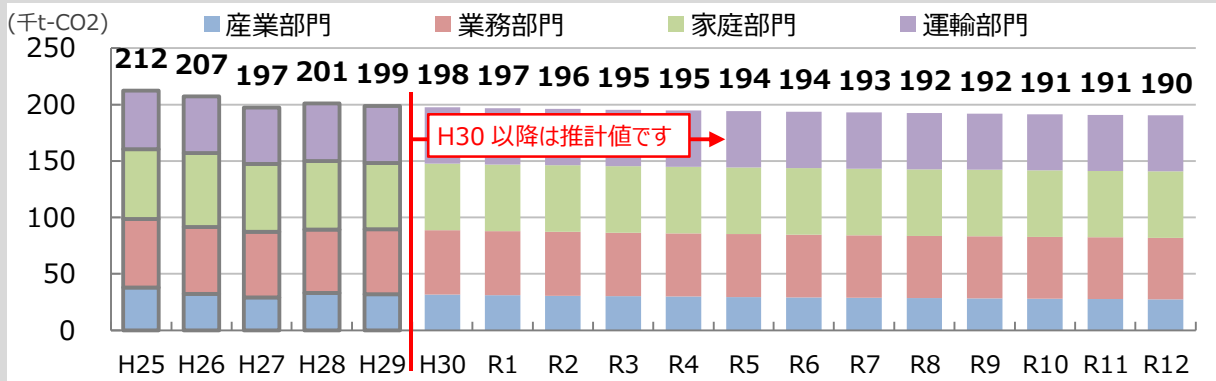


図 11：富良野市のCO₂排出量の推移

出典：部門別 CO₂ 排出量の現況推計（環境省）

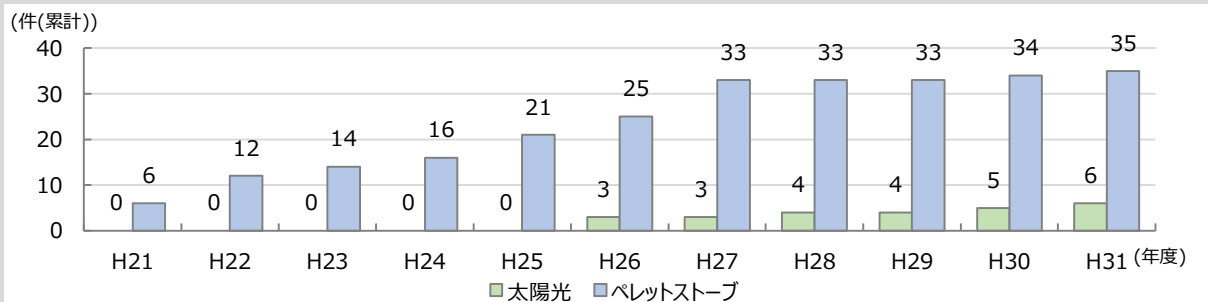


図 12：富良野市の補助を受けた再生可能エネルギーの導入件数（累計）の推移

出典：富良野市

施策の内容

1) 計画的な地球温暖化防止策の推進

- 「富良野市地球温暖化対策実行計画」に基づき、削減目標を達成するため、市民、事業者、市の全ての主体が協働のもと計画的に温室効果ガス排出量の削減策を推進していきます。
- 先進事例や温室効果ガス排出量の定期的な把握を行い、対策の推進状況を点検するとともに、その結果を公表します。

2) 富良野市の特性を活かした地球温暖化防止策の推進

- 地域特性に合った再生可能エネルギーの利用を推進するため、補助制度はや、公共施設の導入等により、普及啓発を図ります。
- ごみの減量化等を推進し、温室効果ガス排出量の削減を図っていきます。
- 「富良野市森林整備計画書」に基づき、多様な森林の整備及び保全を推進し、CO₂吸収源としての森林を適切に管理していきます。

3) 低炭素型交通体系の構築、都市のコンパクト化

- 路線バス、鉄道、コミュニティーカー等の総合的な公共交通体系のあり方について検討します。
- 公民連携による機能更新型市街地整備手法の連鎖的展開を推進します。
※都市再生整備計画事業（文教地区）、東5条3丁目地区市街地再開発事業等
- 立地適正化計画を策定し、都市のスマート化に資する市街地の再構築を推進します。

(12) 資源・エネルギーの有効利用と実践

現状と課題

市では、公共施設の電灯のLED化を進めており、一定数の導入が完了しています。

また、市民向けの啓発策として、うちエコ診断士を家庭に派遣し、ライフスタイルに合わせた効果的な省エネ対策や提案の実施をしています。

そのほか、再生可能エネルギーの利用推進のために、白鳥川への小水力発電の整備や、衛生用品の固形燃料化などを進めています。

- ⇒ 省エネ行動は家庭や事業者で普及してきているため、今後も継続的に実施してもらうための対策が必要となります。
- ⇒ 省エネ設備の導入など、経済的負担が発生する省エネ行動は実施割合が低い傾向のため、普及のための対策が求められます。
- ⇒ 電気買取価格の低下や石油価格の下落により、再生可能エネルギーの需要や関心が低下しているため、更なる普及啓発が必要となります。

施策の内容

1) 省エネルギー行動の継続的な実践

- 施設の省エネ活動について、一定程度の効果が見られ、取り組みも定着していることから、今後も継続した取り組みを推進します。
- 家庭や事業所のニーズにあった補助制度となるよう適時見直しを行い、省エネルギー行動の普及啓発を図ります。

2) 省エネ設備の導入・利用促進

- うちエコ診断等により、CO₂排出量や光熱費削減に効果的な対策や省エネ設備の提案を進めていきます。

3) 計画的な再生可能エネルギー利用の推進

- 地域で導入可能な再生可能エネルギーを調査・検討し、その利用方法や効果を分かりやすく整理するとともに、導入支援等により、再生可能エネルギーの利用を推進します。

(13) 気候変動への適応策の推進

現状と課題

近年、地球温暖化が進んでおり、日本を含む世界中の国々でその影響が現れています。

市内でも、猛暑や豪雨などの異常気象の増加や、降雪量の増減といった気候変動の影響が現れており、市では必要に応じて「富良野市地域防災計画書」を更新するなどの対策を行っています。

- ⇒ 気候変動による異常気象により自然災害が増加することが予想されるため、その対策や情報発信を行っていくことが求められます。
- ⇒ 気候変動による気温上昇により、自然災害だけでなく、農林業や生態系、日常生活など様々な分野での影響が予想されるため、その対策や情報発信を行っていくことが求められます。

施策の内容

1) 異常気象への対策

- 近年の災害や気象状況の変化から、防災に対する市民意識が高まっており、安全安心のまちづくりを推進するため、防災訓練や自主防災組織の組織率の向上と人材育成、避難所以外の地域全館などにおける電源確保、情報伝達手段の整備拡充を継続的に進めていきます。

2) 気候変動の影響への適応

- 北海道や建築士会等の関係機関と連携を図り、北国の気候と環境に配慮した省エネ住宅や中古住宅としての流通までを視野に入れた長寿命型住宅の普及に努め、住宅に関する相談体制と情報提供の充実を引き続き推進します。

3.5.

活動・協働社会のまちづくり

(14) 市民、事業者、市の協働による自主的な活動の推進

現状と課題

市では、ふらの市民環境会議を通して、講演会・施設見学会・ふらの環境展・フリーマーケットなどの様々な取り組みを実施しています。

また、「太陽の里ふれあいの森（国有林：遊々の森）」や「鳥沼公園」、市の公有林などを拠点とした環境活動の取組が進められています。

- ⇒ ふらの市民環境会議の会員が減少してきているため、組織の拡充を図り、より多くの市民が環境活動に取組んでいける組織づくりを行う必要があります。
- ⇒ 多様な主体参加して協働していける場を提供することが求められています。
- ⇒ 環境活動について、拠点の老朽化や参加者の減少が進んでいるため、対策を行う必要があります。

施策の内容

1) 環境団体活動の拡大・強化

- ふらの市民環境会議の会員が減少してきているため、市民や事業者に対する環境団体活動の周知等により、市民への普及啓発を図り、活動の拡大・強化を推進します。

2) 自然環境資源を活かした多様な主体の参加

- 富良野の豊かな自然環境資源（森林、農地、河川）、観光地、身近に自然と触れ合える空間（公園や緑地）を活かして、市民、事業者、環境団体、観光客など多様な主体が参加できる活動や取組を支援、推進します。

3) 環境活動の拠点の維持と活動の充実

- 環境活動の拠点となってきた、太陽の里ふれあいの森などでは、施設の老朽化や管理協力者の高齢化により維持が難しくなっているため、後継者の育成を図るとともに、活動メニューの充実を図っていきます。

(15) 幅広い世代への環境教育・環境学習の推進

現状と課題

市内の保育所・幼稚園や小学校では、農業体験や自然体験など環境教育を実施しています。また、ふらの自然塾や森林学習プログラムなどで、環境学習や森林ガイドの育成などを行い、環境に関わる人材の育成を進めています。

- ⇒ 子供への環境教育を推進するため、保育所や幼稚園・学校と連携していくことが求められます。
- ⇒ 子供だけでなく、大人に対する環境教育を行う場を提供していく必要があります。
- ⇒ 市民が市の環境資源と触れ合える場を提供していく必要があります。
- ⇒ 各種プログラムや研修の実施によって、意欲ある人材の獲得や体制の充実化、環境に関わる人材のスキルアップを図っていく必要があります。

施策の内容

1) 幅広い世代（幼児～高齢者）への環境教育・環境学習の推進

- 富良野市の豊かな自然環境（~~富良野自然塾のフィールド~~）を活用した特色ある環境教育の実践を引き続き進めていく。
- 保育所や幼稚園などと連携して、環境に関する家庭教育や幼児教育（自然とふれあう遊びや散歩、食育による自然の恵み（食材）の体感）を支援する。
- 豊かな人生経験を有する高齢者に協力してもらい、世代を繋ぐ環境教育・環境学習を推進します。
- 次世代を担う環境教育・環境学習のリーダーの育成と継続的な活動を推進します。
- 関係機関と連携協力し、育成プログラムの一層の充実化を図ります。
- 意欲ある人材の獲得に努め、体制の充実化を図ります。

2) 富良野の環境資源を活用した環境教育・環境学習の推進

- 自然や産業と触れ合うことのできる体験体感学習などの場や機会の充実に努めます。

3) ~~次世代を担う人材の育成~~

- ~~少子高齢化社会に対応した次世代を担う環境教育・環境学習のリーダーの育成と継続的な活動を推進します。~~
- ~~関係機関と連携協力し、育成プログラムの一層の充実化を図ります。~~
- ~~研修の実施や運営協議会での情報交換等により、サポーターのスキルアップを図ります。~~
- ~~意欲ある人材の獲得に努め、体制の充実化を図ります。~~

(16) 環境情報の共有化

現状と課題

市では、ホームページを用いて毎年発行している環境白書の公開をしているほか、環境イベントの広報・周知を行うなど、環境情報の発信に努めています。

また、毎月発行・配布している「広報ふらの」の中で、リサイクル掲示板等の情報掲載を行っています。

- ⇒ 市の環境状況や市民・事業者・団体等の取組事例など、市独自の環境情報を収集し、より分かりやすく工夫して市民に提供していく必要があります。
- ⇒ 情報収集の手法は年齢によって異なっていることから、適切な手法を用いて情報発信していくことが求められます。

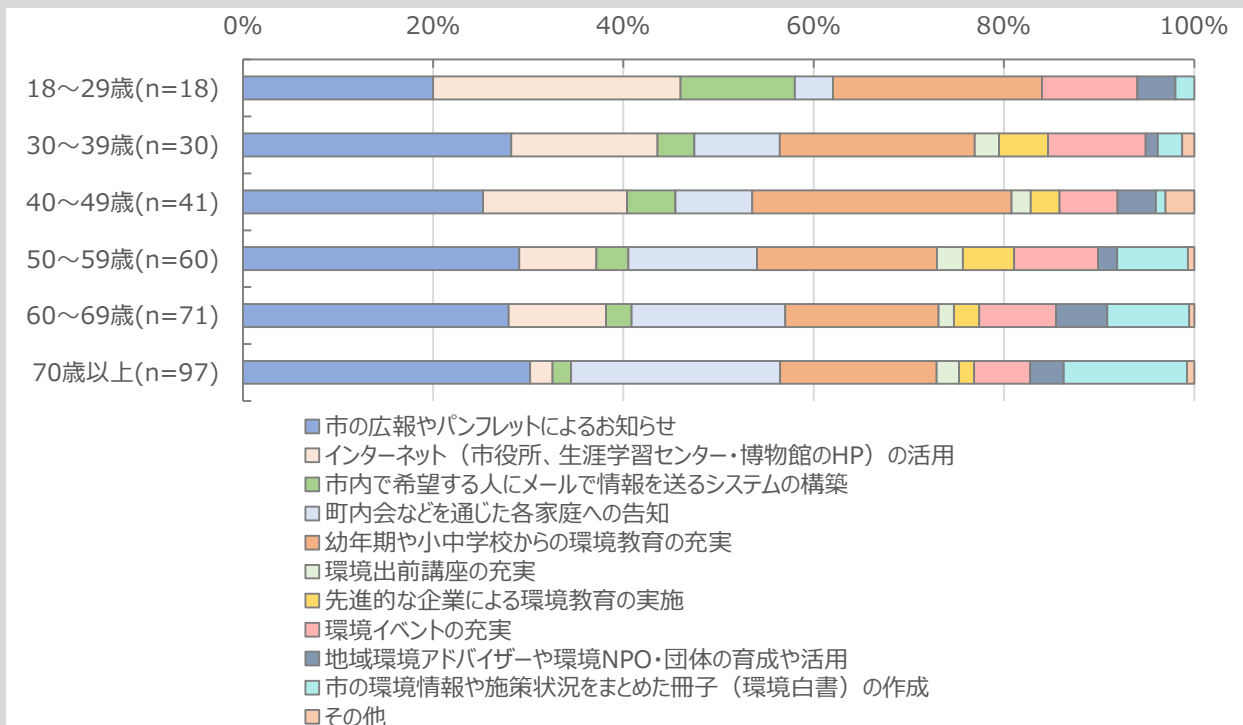


図 13：情報発信や普及啓発で良いと思う方法（上位3つまで）

施策の内容

1) 環境施策の取組結果等に関する情報提供の充実

- 市の総合的な環境情報の発信手段として、環境基本計画の点検結果や進捗状況、市独自の環境情報に関する年次報告などを、HPなどを活用して幅広く情報発信します。
- 市の環境状況（環境測定結果等）、市民、事業者、市民団体等の取組事例など、市独自の環境情報を収集し、より分かりやすく工夫し市民に提供します。

2) 多様な情報伝達手段の活用

- 多様な情報伝達手段（広報、ホームページ、環境展など）を活用するなど、情報の入手のしやすさに努めます。

(17) 広域的ネットワークの構築

現状と課題

国は、大小さまざまな地域が、地域の資源を活用しながら自立・分散型の社会を形成し、地域の特性に応じて補完し支えあう「地域循環共生圏」の形成を求めています。

市でも、「第5次富良野市総合計画後期基本計画」において、推進施策の1つの「農村集落機能の維持・活性化の推進」で、農村集落と都市の広域連携に関する内容を記載しています。

また市では、移住者向けにワンストップ相談窓口を設置しており、移住希望者や2地域居住希望者などに対して情報提供や体験居住を進めています。

- ⇒ 地域経済やコミュニティの活性化のために、農村居住者と移住者、都市生活者などの連携を進める必要があります。
- ⇒ 都市と農村など、異なる地域の連携・交流を深めるために、グリーンツーリズムなどを推進していく必要があります。

施策の内容

1) 都市と農村の連携

- 農村居住者と移住者、都市生活者などの連携を進め、それぞれが持っている知恵と力を集めた地域の創意工夫によるコミュニティ活動や地域づくりの実践的な取組みを支援します。

第 4 章 管理指標



環境基本計画で掲げた施策を計画的に推進していくためには、環境状況を的確に把握することが重要となります。

そのため、各分野の施策と関わりがあり、かつ見て分かりやすいものを環境指標として位置づけることで、施策がどれだけ進んでいるかの目安とするとともに、計画の進捗状況を評価するデータとしても用いることとします。

管理指標案になり、今後、総合計画との整合をはかり見直す予定です。

環境指標	現状値	目標値
1.自然共生社会のまち		
(1)市内の JGAP(農業生産工程管理)認定件数 GAP 取組数	7 農場 (H30 年度)	
(1)食の安全安心等に関する研修会受講者数	263 人 (H30 年度)	
(2)市有林面積	837ha (H30 年度)	
(3)河川環境保全の活動数	回	
(4)農業活動における野生鳥獣被害面積	433ha (H30 年度)	
(4)農業活動における野生鳥獣被害額	159,414 千円 (H30 年度)	
(5)自然環境資源の利用者数	人	
2.循環型社会のまち		
(6)1 人 1 日当たりのごみ排出量	912 g/人・日 (H30 年度)	
(6)ごみの再資源化処理率	89.2% (H30 年度)	
(7)富良野市公共施設等総合管理計画書実行計画の進捗率	回	
(7)不法投棄の監視パトロール数	回	
3.快適環境社会のまち		
(8)春秋の環境美化運動の参加団体数	125 団体 (H29 年度)	
(8)公園施設修繕数	24 公園 (H30 年度)	
(9)水質環境基準達成率	100% (H30 年度)	
(9)汚水処理人口普及率	88.8% (H30 年度)	
(9)大気環境基準達成率	100% (H30 年度)	
(9)騒音に関する環境基準達成率	100% (H30 年度)	
(10)有害化学物質に関する情報の発信数	回	

環境指標	現状値	目標値
4.脱炭素社会のまち		
(11)富良野市全体での CO ₂ 排出量	201 千 t-CO ₂ (H28 年度)	
(11)1 人あたりの CO ₂ 排出量	9.0t-CO ₂ (H28 年度)	
(12)富良野市全体での灯油由来 CO ₂ 排出量	26,872t-CO ₂ /年 (H28 年度)	
(12)富良野市全体での重油由来 CO ₂ 排出量	6,411t-CO ₂ /年 (H28 年度)	
(13)気候変動の影響への適応策の取組状況	---	
5.活動・協働社会のまち		
(14)ふらの市民環境会議の会員数	人	
(15)森林学習プログラム参加校	7 校 (H30 年度)	
(16)富良野市 HP の閲覧数	件	
(16)富良野市環境白書の閲覧数	件	
(17)都市と農村の交流イベントの開催数	回	

第5章 各主体の役割



近年は、地球温暖化への対策や、再生可能エネルギーの普及促進、マイクロプラスチックによる海洋汚染など、環境問題への注目度が大きくなっています。また、次世代によりよい環境や社会を引き継いでいくために、持続可能な社会が重要視されています。

多様化する様々な環境問題に対応し、持続可能な社会を築いていくためには、市民・事業者・市（行政）それぞれが環境に対する責任感を持ち、環境に配慮した行動に自主的に取り組んでいくとともに、相互に連携・協働していくことが欠かせません。

そのため、本計画の主体は、富良野市を構成する全ての人・団体（市民・事業者・市・団体等）を対象とします。

なお、各主体の責務は、「富良野市環境基本条例」で定義されており、下表のような内容となっています。

表 1：富良野市環境基本条例における各主体の役割

富良野市環境基本条例（平成 13 年 3 月 9 日条例第 3 号）	
第 4 条	市は、市民の意見を反映して、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施しなければならない。
市の責務	2. 市は、環境への影響に係る施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全について、配慮しなければならない。
第 5 条	事業者は、その事業活動を行うに当たっては、公害の防止や自然環境の適正な保全のため、自らの責任において必要な措置を行うとともに、廃棄物の減量に努めなければならない。
事業者の責務	2. 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。
第 6 条	市民は、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費等による環境への負荷の低減に努めなければならない。
市民の責務	2. 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

（1）市民の役割

日常生活の中で、市民一人ひとりが継続的に環境配慮行動に取り組んでいく必要があります。

また、市が行う環境の施策や事業に参加することや、環境教育などを受けて環境に対する意識を高めること、環境保全団体へ参画していくことが求められています。

（2）事業者の役割

事業活動の中で環境配慮に取り組んでいく必要があります。

また、市が行う環境の施策や事業に参加することや、従業員への環境教育の実施、持続可能なビジネススタイルへの転換を行っていくことが求められています。

第6章 計画を進めるために



6.1.計画の推進体制

市では、環境基本計画を円滑に推進していくために「環境基本計画推進会議」、「ふらの市民環境会議」、「環境審議会」の3つの会議を運営しています。「環境基本計画推進会議」は全体を管理し施策を推進するもので、「ふらの市民環境会議」と「環境審議会」は施策や環境全般に対する意見・提言を行います。

現行計画の内容を再整理する形で載せていますので、今後、見直す予定です。

表 2：環境基本計画の推進に関わる3つの会議

会議名	概要
(仮称) 環境基本計画推進会議	庁内において、施策の推進に関する全庁的な組織として庁内関係各課の代表で構成されています。環境関連施策の総合調整と計画全体の進行管理を行います。
ふらの市民環境会議	市民や事業者等の代表者から構成されています。市の環境の保全・創造・改善に向けて、市民・事業者・市の各主体の取り組み状況や様々な環境保全のアイデア等についての意見や提言を行う組織として位置づけられています。
環境審議会	環境基本法に基づき、環境保全に関して学識経験のある方を含んだ方々で構成されています。市の環境施策の進捗状況や達成状況、市民や事業者の意見は「環境審議会」に報告され、そこでの意見が次年度以降の各取り組みに反映されます。

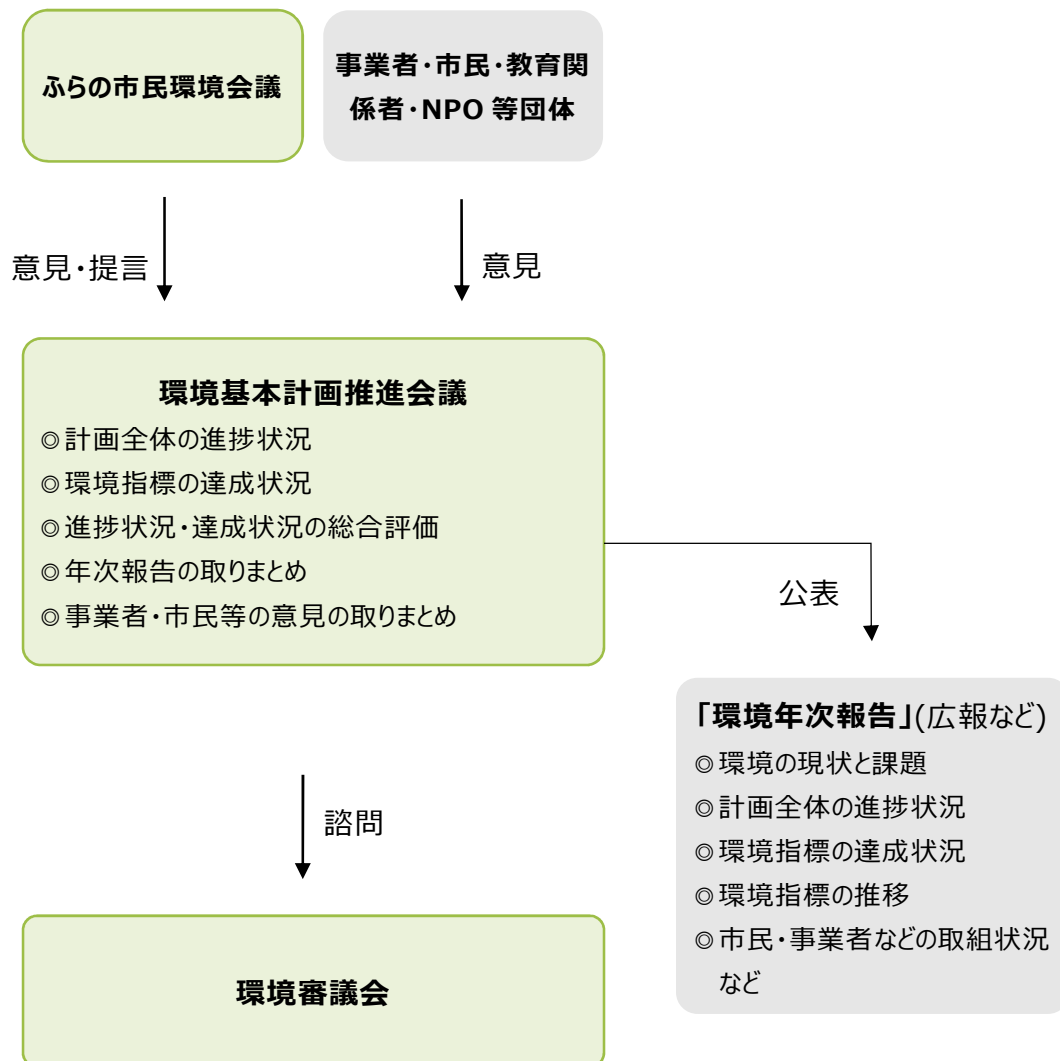


図 14：環境基本計画の推進体制

6.2.計画の進行管理

本計画は、「環境基本計画推進会議」がPDCAサイクルに沿って進行管理を行っていきます。

【計画（Plan）】

計画の取り組みを進めるために、環境の状況を知るための「ものさし」となる環境指標や、環境施策の数値目標を設定します。

【実施・運用（Do）】

設定された指標や目標に基づき、市民・事業者・市（行政）は施策（取組）を進めます。

【点検・評価（Check）】

環境指標・施策目標の達成状況や、市民・事業者から寄せられた環境に関する意見・提言を取りまとめ、環境審議会に諮問を行います。なお、環境指標・施策目標の達成状況などの環境に関する情報については、広報や富良野市環境白書などを用いて広く市民や事業者へ公表します。

また、環境指標や施策目標は、計画の進捗段階において定期的にその変化を把握し、必要に応じて見直しや追加を行います。

【見直し（Action）】

環境審議会の諮問に対する答申を踏まえて、施策・取組などの内容の見直しを行います。

また、本計画は、速やかな対応が必要な新たな課題の発生や、技術革新などに伴う施策の転換などに柔軟に対応していくため、中間年を目処に計画の見直しを図ります。

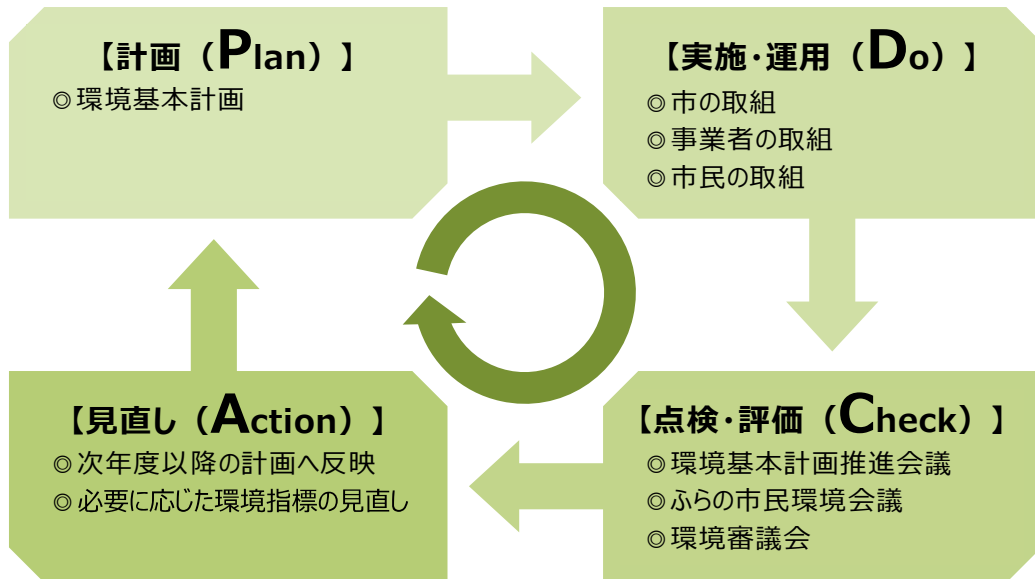


図 15：環境基本計画の進行管理